「別記(一)」

従業員諸君に訴ふ！

親愛なる従業員諸君！

吾々は今春の不当解雇争議で、従業員の親睦を図るための業新会を結成したのをアワテ会社は堅兄弟二人を不当な馘首した。すべては衆知の事実であらう。

吾々は遂に起った。敵[illegible]と会社のエアク[illegible]な[illegible]の前に吾々はかつて[illegible]と[illegible]して起った。

諸君！！今からでも吾々自身の力で私達の生活権を確保しなければ駄目だ。諸君！

吾々と団結してアクまで不当なる会社と斗はねばならぬ！ [illegible]を蹴って吾々と行動を共にせよ！

馘首撤回斗争！

「別記(二)」

西尾紡ストライキに際し

従業員諸君に訴ふ！

この度従業員で[illegible]の従業員が[illegible]する事によって方々[illegible]逆襲に[illegible]且つ生活[illegible]をもって[illegible]事に[illegible]の[illegible]を得たいと思います。

[illegible]会社の不当な[illegible]を[illegible]の為に[illegible]従業員[illegible]の行動を[illegible]何の[illegible]もなく[illegible]の兄弟二人の首を切ってしまいました。従業員諸君！！（会社[illegible]）[illegible]実に[illegible]何[illegible]に[illegible]の[illegible]であります。

[illegible]の為に[illegible]も[illegible]と[illegible]ストライキを決行した[illegible]であります。

従業員諸君！！この会社の不当な[illegible]を蹴って吾々は従業員として[illegible]する[illegible]であるか。どうか、この争議に[illegible]の力を[illegible]アクまで[illegible]。

西尾紡績労働組合 第一斗争委員

「別記(三)」

檄！！

オイ！諸君！君等の兄弟姉妹が今[illegible]かかった！

、この争議[illegible]と言ふが[illegible]になった。

オイ諸君よ！・従業員はよく[illegible]ぞ

[illegible]に従ふことなぞありはしないぞ

オイ諸君よ！君等はこの際足下をみられ[illegible]に大騒ぎ不利して

あまりにも気の毒であるぞ

オイ諸君は今後の進退を探る[illegible]にあまり[illegible]はないぞ

少くとも従業員であるならばそれが[illegible]のだ！

オイ諸君！行動を共にせよ！我等の兄弟は命を賭けて行動をとってゐるのだ

君等の団体は黙って君等の従業員を奪はれ！

自決だ！自決だ！逆宣伝のみだ！

金と裁判[illegible]！

西尾紡績労組 [illegible]